

琴平町中小企業融資制度のご案内

●琴平町中小企業融資制度について (令和7年4月1日現在)

琴平町内の中小企業者の経営の安定及びその育成振興を図ることを目的とした制度です。

●対象者の要件

- ・町内に住所を有し営業所又は主たる事務所を有する中小企業者(※)であること
- ・引き続き6ヶ月以上同一事業を経営している者であること
- ・市町村税を完納している者であること

※中小企業者とは、常時使用する従業員の数が下記の人数以下の会社及び個人であって、信用保証の対象となる業種を営む方を指します。

○商業・サービス業…5人以下

(ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人以下)

○製造業・その他…20人以下

●融資の申込方法

融資をご希望の方は、申込書に関係書類を添付し審査機関(琴平町商工会)にお申込みください。

※融資枠には上限があります。

●必要書類

- ・琴平町中小企業事業資金融資申込書
- ・市町村税の完納証明書
- ・その他審査機関が必要とする書類

●融資指定金融機関

(株)百十四銀行、(株)香川銀行、高松信用金庫

●融資の決定及び通知

審査機関(琴平町商工会)が申込を受け審査し、適当と認めるものについて速やかに保証協会及び融資指定金融機関に関係書類を送付します。

融資指定金融機関は融資の可否を決定し、その旨を借入申込者に通知します。

●融資の種類

融資の種類	運転資金	設備資金
融資限度額	300万円	500万円
融資利率	香川県中小企業振興融資(市町協調資金分)制度要綱の規定による特産振興小口融資の利率による。	
保証料率	香川県信用保証協会の定めによる。	
融資期間	60ヶ月以内(貸付月を除く。) 6ヶ月以内の据置期間を置くことが可能。	72ヶ月以内(貸付月を除く。) 6ヶ月以内の据置期間を置くことが可能。
償還方法	毎月元金均等償還とする。(繰上償還可能)	
連帯保証人	香川県信用保証協会の定めによる。	

<お問い合わせ先>

琴平町観光商工課 TEL:0877-75-6710

※融資のお申込みについては、融資指定金融機関の窓口にご相談ください。